

児童扶養手当

所得制限額内にある父子・母子家庭、父・母が一定の障がいの状態にある家庭、または養育者に支給される手当で、児童が18歳になる年の年度末まで受けることができます。

※児童が一定の障がいの状態にある場合は20歳までとなります。



手当を受けられる人

次のいずれかに該当する児童を育てている父、母または養育者

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が一定の障がいの状態にある児童
- 父または母が生死不明である児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からDV(ドメスティックバイオレンス)防止法の保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童

手当を受けられない場合

- 申請する人や児童が日本国内に住所を有しないとき
- 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- 婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の状況にあるとき

必要書類等

- 申請する人と児童の戸籍謄本
- ※離婚した人は離婚届受理証明書で仮受け付けができます。
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 通帳(申請する人の名義)
- 申請する人と児童の健康保険被保険者証(ひとり親家庭等医療費支給制度の申請に使用)
- ※その他、状況により必要な書類があります。

支給月と月額手当額

令和2年度の支給は、5月(3～4月分)、7月(5～6月分)、9月(7～8月分)、11月(9～10月分)、1月(11～12月分)、3月(1～2月)の6回です。

子どもの人数	全部支給	一部支給 (所得に応じて決定)
1人の場合	4万3,160円	4万3,150円 ～1万180円
2人目加算額	1万190円	1万180円～5,100円
3人目以降加算額	6,110円	6,100円～3,060円

現在認定されている人へ

毎年8月に現況届を提出する必要があります。支給要件を確認するための大切な手続きです。必ず提出してください。なお、受給者には7月下旬に個別にお知らせを送付しています。



特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を育てている人に支給されます。

ただし、次のような場合には手当を受けることができませんので、注意してください。

- 申請する人や児童が日本国内に住所を有しないとき
- 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- 児童が障がいによる公的年金を受けることができるとき

支給月と月額手当額

1年に3回、4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、11月(8～11月分)に支給されます。

- 1級：5万2,500円
- 2級：3万4,970円

申請手続き

障がいの状態によって提出する書類が変わります。詳しくは、お問い合わせください。

現在認定されている人へ

毎年8月に所得状況届を提出する必要があります。支給要件を確認するための大切な手続きです。必ず提出してください。なお、受給者には7月下旬に個別にお知らせを送付しています。



問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)